

秋田県土地家屋調査士会ホームページ運用要領

平成 18 年 5 月 30 日

(目的)

第1条 この要領は、秋田県土地家屋調査士会ホームページ(以下「HP」という。)の円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において、以下の事項を定義する。

(1) 運用責任者

HPの運用責任者であり、広報部長をもって充てる。

(2) 運用管理者

HPの運用管理者であり、秋田県土地家屋調査士会会長(以下「会長」という。)から委嘱された者をもって充てる。

(3) 内部

内部とは、運用責任者、運用管理者、秋田県土地家屋調査士会(以下「秋田会」という。)及び秋田県土地家屋調査士会会員(以下「会員」という。)をいう。

(4) 外部

外部とは、内部以外のことをいう。

(5) 秋田会専用ページ

内部のもののみが利用できるHPであり、以下に分類する。

会員への各種情報伝達ページ

会員専用掲示板(以下「掲示板」という。)

掲示板は、会員間における秩序ある情報の交換を目的とする。

(HPの構成等)

第3条 HPは、外部向けのホームページ(以下「外部向けHP」という。)と秋田会専用ページの二つをもって構成する。

2 運用責任者は、広報部、必要に応じて、他の部等の意見を求めることができる。

3 会長、役員は、内容について運用責任者に意見等を述べることができ、よりよいHP作りに協力しなければならない。

(HPへの掲載・更新及び削除)

第4条 HPへの掲載、更新及び削除を申請する場合は、任意の様式に下記(1)～(3)の事項を明記して、運用責任者に申請することとする。ただし、掲示板及び会員

名簿に関してはこの限りではない。

- (1) 代表者名(部長名等)
- (2) 申請者の連絡先(メールアドレス等)。ただし、連絡先が明らかである場合は連絡先の明記を要しない。
- (3) 掲載、掲載期間、修正及び削除等の詳細な内容

(リンクの制限・基準)

第5条 他のホームページからリンクする申し込みがあった場合は、運用責任者に報告するものとする。

- 2 HP内に他のホームページの内容を記載及びリンクを張る場合は、運用責任者の決済を受けることとする。

(著作権)

第6条 HPへ掲載した記事及び画像等は、転載を可とする旨の明記があるものを除き、何人も掲載写真・記事の無断転載を禁止する。

(外部向けHPへの掲載禁止事項)

第7条 HPに対して、以下に掲げる事項の内容のものの掲載を禁止する。

- (1) 法令又は条例に違反するもの、違反のおそれのあるもの。
- (2) 著作権を侵害するおそれのあるもの。
- (3) 商業的行為や政治、宗教活動を目的とするもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) 第三者への誹謗、中傷及び不利益を与えるもの。
- (6) 政治活動、宗教活動、選挙運動等これらに類似するもの。
- (7) その他運用責任者が掲載を禁止することを是としたもの。

(秋田会専用ページにおける禁止事項)

第8条 秋田会専用ページの利用につき、以下の行為を禁止する。

- (1) 外部における掲示板の利用
- (2) 同一人物による成りすまし
- (3) 虚偽又は中傷並びに誹謗若しくは風説の流布等の意見投稿
- (4) 犯罪行為に関する情報の投稿、又はそれに類する行為
- (5) 他人の信用、名誉又はプライバシーを侵害する行為
- (6) 他人の著作権、肖像権等その他権利を侵害する行為
- (7) 宗教的又は政治的勧誘行為
- (8) 業務に関しない営利を目的とした情報、又は営利的色彩を帯びた行為

(9) 秋田会専用ページの運用・利用を妨げる行為

(10) その他運用責任者が不適切と認めた行為

(HPの内容の修正及び削除等)

第9条 運用責任者は、前2条に該当する場合、個人情報保護に関する法律に抵触すると思慮される場合及び運用責任者がHPへの掲載を不相当と判断した場合は、予告無くHPの修正及び削除をすることができる。

(免責事項)

第10条 HPにて生じた損害については、秋田会は一切責任を負わない。

(運用要領の変更及び改廃)

第11条 本要領は、理事会において変更及び改廃をすることができる。

(その他)

第12条 HPの運用に関して、この要領に定めなき事項は、運用責任者が決済したうえで定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年5月30日から施行する。